

虐待防止のための指針

法人名 NPO法人 ひのき
事業所名 ホームヘルプサービスくるみ（高齢者）
ホームヘルプサービスしらかば（障がい者）

来歴

[illegible]

1. 事業所における虐待防止の基本的な考え方

当法人では、高齢者や障害者に対する虐待は、高齢者や障害者の尊厳を脅かす深刻な事態であり、高齢者虐待防止法および障害者虐待防止法に示されているとおり、その防止に努めることは極めて重要であると考えています。

虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、高齢者虐待防止法および障害者虐待防止法の理念に基づき、利用者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、虐待の未然防止、早期発見、迅速かつ適切な対応等に努めます。また以下、虐待に該当する行為のいずれも行いません。

虐待に該当する行為	概要
身体的虐待	利用者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加え、また正当な理由なく利用者の身体を拘束すること ※身体拘束等については、「身体拘束廃止等適正化のための指針」に準拠して対応する
心理的虐待	利用者に対する著しい暴言または著しく拒絶的な対応その他の利用者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと
性的虐待	利用者にわいせつな行為をすることまたは利用者にわいせつな行為をさせること
経済的虐待	利用者の財産を不当に処分すること、その他利用者から不当に財産上の利益を得ること
介護・世話の放棄、放任	利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、その他の利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること

2. 虐待防止のための組織体制について

(1) 虐待防止委員会の設置

虐待発生防止に努める観点から虐待防止委員会（以下、「委員会」）を設置します。

①委員会の委員長は管理者横尾正文が努め、当該者を虐待防止責任者とし、虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者（以下、虐待防止担当者）はサービス提供責任者副島かおりとします。

②委員会は、年1回以上開催し、かつ必要に応じて委員長が招集します。

③委員会の構成員

委員の選任は、管理者、サービス提供責任者、介護職員（訪問介護員等）、事業所の職員から委員会の設置趣旨に照らして必要と認められる者を委員長が選出します。

【構成員ごとの役割】

部署・職種等	主な役割	
管理者	委員長	虐待防止の統括責任（虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者）、市町村および関係機関との連携、ストレスマネジメント（職場環境の調整等）
サービス提供責任者	副委員長	委員長業務の補佐、虐待防止対策の検討・周知・指導・進捗管理、研修計画・内容の検討、サービス状況把握とケアの見直し、ヒヤリハット事例等の分析、利用者・家族等への説明・相談対応
サービス提供責任者	副委員長	委員長業務の補佐、虐待防止対策の検討・周知・指導・進捗管理、研修計画・内容の検討、サービス状況把握とケアの見直し、ヒヤリハット事例等の分析、利用者・家族等への説明・相談対応
介護職員	委員	副委員長業務の補佐、サービス状況の把握と報告、ヒヤリハット事例等の報告、虐待防止対策の検討・実施、記録の整備
介護職員	委員	副委員長業務の補佐、サービス状況の把握と報告、ヒヤリハット事例等の報告、虐待防止対策の検討・実施、記録の整備

④委員会は、身体拘束適正化検討委員会と一体的に行うものとします。また関係する職種、取り扱う事項が相互に関係が深い場合には、他の会議と一体的に行う場合があります。

⑤会議の実施にあたっては、オンライン会議システム（ZOOM 等）を用いる場合があります。

⑥委員会の議題は委員長が定めます。具体的な協議事項は次のとおりとします。

- 虐待防止委員会その他事業所内の組織に関すること
- 虐待の防止のための指針の整備に関すること
- 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
- 日常的な支援において適切な支援がなされているかのサービスチェックに関すること
- 職場の労働環境等のチェック・改善に関すること
- 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備（様式の整備等を含む）に関すること
- 職員が虐待等を把握した場合に、市町村等への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

(2) 結果の周知徹底、記録の保管

委員会での検討内容および結果、協議決定した事項は、議事録その他の資料を作成し、回覧するなどにより事業所職員全員に周知徹底を図るとともに諸記録を保管します。

3. 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針

虐待の防止、早期発見と発生時の速やかな被虐待者保護を実行するため、すべての職員に対して定期的に研修を実施します。

(1) 研修は年1回以上（を実施するとともに、新規採用時に実施します。

(2) 研修内容は、虐待などの防止に関する基礎的内容などの適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うものとします。また「身体拘束等の適正化のための指針」に定める身体拘束等の適正化のための職員研修に関する内容を盛り込むものとします。

(3) 研修の実施にあたっては、研修資料、実施概要、出席者等を記録し保管します。

4. 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本指針

(1) 職員は、家庭内における高齢者、障害者虐待は外部からの把握が難しいことを認識し、日頃から虐待の早期発見に努めます。サービス提供先にて、高齢者虐待防止法および障害者虐待防止法に定める虐待を受けたと思われる利用者を発見した際には、虐待等事案報告書（様式1）を用いて虐待防止担当者へ報告し、虐待防止担当者は速やかに市町村へ報告します。

(2) 客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処します。また虐待を受けた利用者やその家族に対して状況を説明するとともに、謝罪を含めた誠意のある対応を行います。

(3) 虐待が発生していることが明らかな場合や緊急性の高い事案が発生した場合には、虐待防止責任者および担当者を通す必要はなく、直ちに市町村等へ通報することとします。その際には平行して虐待防止担当者へ報告します。また警察等の協力を仰ぎ、利用者の権利と生命・身体・財産の保全に努めます。

(4) 虐待認定に際し、虐待するもの・されているものの自覚は問いません。

(5) 虐待を通報した職員は、通報をしたことを理由として不利益な取り扱いを受けることはありません。また通報者の特定に資する情報を漏らしてはならないこととします。

(6) 虐待の通報により、市町村および都道府県による調査があった場合は、求められた書類の提出等を速やかに行うなど事実確認に協力し、聞き取り調査には誠実に対応します。

[通報先]

高齢者	佐賀市高齢福祉課地域包括支援係	連絡先：0952-40-7284
	佐賀市地域包括支援センター	連絡先：0952-40-7284
障害者	佐賀市健康福祉部障がい福祉課生活支援一係・二係	連絡先：0952-40-7255
	佐賀地区障がい者権利支援センター（佐賀地区障がい者基幹相談支援センター内）	連絡先：0952-20-6929

5. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

(1) 虐待等が発生した場合の相談・報告の体制は、「4. 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本指針」の(1)～(6)に準じます。

(2) 虐待防止担当者は相談や報告があった場合には、虐待等を行った本人に事実確認を行い、必要に応じ、関係者から事情を確認し、虐待等事案対応記録（様式 2）に記録します。また原則として委員会を開催し、事実確認を行った内容や、虐待等が発生した経緯等を踏まえ、当該事案の発生原因の検証および原因の除去と再発防止策を検討し、全職員に周知します。

(3) 事業所内で虐待等の発生後、その再発の危険が取り除かれ、再発が想定されない場合であっても、事実確認の概要および再発防止策を併せて市町村へ報告します。

6. 成年後見制度の利用支援に関する事項

利用者やその家族に対して、利用可能な成年後見制度について説明し、その求めに応じ、社会福祉協議会等の適切な窓口を案内する等の支援を行います。

7. 虐待などに係る苦情解決方法に関する事項

(1) 虐待等に係る苦情は、当事業所に設置する苦情対応窓口において受け付けます。受付担当者は苦情等の内容を精査し、虐待等に関係する内容が含まれている場合には、虐待等事案報告書（様式 1）を用いて虐待防止担当者に報告し、以降委員会にて対応します。

(2) 苦情対応窓口に寄せられた内容は、相談者の個人情報の取り扱いに留意し、当該者に不利益が生じないように、最新の注意を払います。

(3) 苦情対応窓口に寄せられた内容は、相談者にその顛末と対応を報告します。

8. 利用者に対する当該指針の閲覧に関する事項

本指針は利用者やその家族、関係機関がいつでも閲覧できるよう事業所内に掲示するとともに、事業所のホームページに掲載します。

9. その他虐待の防止の推進のための必要な事項

「3 虐待防止のための職員研修に関する基本方針」に定める研修のほか、外部機関により提供される虐待防止に関する研修等には積極的に参画し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないように常に研鑽を図ります。

付則

この指針は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。